

市議会定例会 開会中

日程(予定)

9月6日(月)～8日(水)午前10時～ 本会議(一般質問)

9月10日(金)午前10時～ 総務企画常任委員会

9月13日(月)午前10時～ 教育福祉常任委員会

9月14日(火)午前10時～ 環境都市常任委員会

9月15日(水)午後1時～ 予算審査特別委員会

9月16日(木)・17日(金)・21日(火)午前10時～ 決算審査特別委員会

9月22日(水)午後1時～ 議会改革特別委員会

9月24日(金)午後1時～ 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

9月27日(月)午後2時～ 本会議(採決など、閉会)

※日程・開会時間は変更になる場合があります。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴は極力ご遠慮いただき、議会中継をご活用ください。

☎ 議会事務局・内線242

カード交付は事前予約制、定員になり次第締め切り マイナンバー業務の休日開庁

予約 市民課 ☎7185-4326
(平日午前9時～午後5時)

日時 右表参照

場所 市民課(市役所本庁舎
1階)

内容 マイナンバーカードの申請(予約不要)・交付(要予約)、電子証明書の更新(予約不要)

申請時の持ち物 通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、本人確認書類2点※有効期限内で記載事項が最新のもの

◎本人確認書類 運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付したもの)・旅券・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書・健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証・子ども医療費助成受給券・預金通帳など
※通知カードは返却できません。必要な方は事前に写しをお取りください。※15歳未満の方が申請する場合、必要書類が異なります。また、本人と法定代理人の来庁が必要です。※代理人によるマイナンバーカードの受け取りは、本人が来庁困難なことを証する書類(診断書・障害者手帳など)が必要です。※マイナンバーカードの申請は、インターネットからも可能です。

☎ 市民課・内線693

12月に証明書自動発行サービスを終了 コンビニ交付開始予定！ マイナンバーカードの申請はお早めに

12月に自動発行機による住民票の写しと印鑑登録証明書の発行を終了します。令和4年1月からは、同証明書や課税(非課税)証明書(現年度分)をコンビニエンスストアで取得できる「コンビニ交付」を導入予定です。

コンビニ交付には電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方や、電子証明書を搭載していない方は早めに申請してください。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

※自動発行機によるサービス終了後も「印鑑登録証・あびこ市民カード」は、市民課・各行政サービスセンター窓口で印鑑登録証明書を請求する際に必要です。廃棄せず大切に保管してください。

☎ 印鑑登録証・あびこ市民カード…市民課・内線360、マイナンバーカード…市民課・内線693、課税(非課税)証明書…課税課・内線457

9月1日～21日は「住宅防火・防災キャンペーン」 敬老の日に「火の用心」の贈り物

住宅用火災警報器の設置は、全ての住宅に義務付けられています。すでに設置しているものでも、古くなると感知しなくなることがあるので、10年を目安に交換しましょう。また、月に1回は火災警報器の点検ボタンやひもで、音が鳴るか確認してください。鳴らない場合は、電池切れが故障です。

※消防職員が住宅用火災機器などを販売することはありません。不適切な訪問販売にご注意ください。

☎ 消防本部予防課 ☎7181-7702



パブリックコメント

ご意見をお聞かせください

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例(案)

趣旨 下水道使用料の適正化および下水道台帳図などの交付手数料徴取のため、条例を改正するもの

公表期間 9月30日(休)まで

閲覧場所 下水道課(市役所東別館2階)、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ

意見の提出方法 意見書(各閲覧場所・市ホームページに用意)に記入の上、公表期間中に①下水道課へ郵送・ファクス・持参②閲覧場所の窓口へ提出または備え付けの意見書投函箱(ようかん)に投函※ちば電子申請サービスからも可

提出先・☎ 〒270-1192市役所下水道課(住所省略可)・内線588☎ 7185-8013

令和2年度事務事業の事後評価結果

令和2年度に人件費や事業費などの経費を要した951件について、担当部局による事後評価を行いました。改善する事務事業は26件(下表参照)です。

市の財政状況は非常に厳しいため、縮小や事業手法の見直しなど予算の削減につながるものは確実に反映させ、事業の改善が必要なものは効率的かつ効果的な事業となるよう見直していきます。

詳しくは市ホームページまたは行政情報資料室をご覧ください。

改善する事務事業

改善内容	件数	事務事業名
拡充	2	支援職員の技術の向上、めるへん文庫
縮小	5	市職員福利厚生会事業、保育園・幼稚園の放射能対策、災害支援補助事業(震災対応)、視聴覚機材等の貸出、施設・団体への貸出サービス
結合	11	福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題への対応、公園の放射能対策、地域活動支援センター訓練事業、地域活動支援センター創作的活動等事業、きらめきデイサービス事業、空き店舗を活用した「お休み処」の充実、新木野4丁目地区不明水対策事業、流域関連公共下水道不明水対策事業(第I期)、給水装置の維持管理、漏水防止事業、料金・給水・会計業務等包括委託
事業手法見直し	8	提案型公共サービス民営化制度の推進、シティプロモーションの推進、障害者(本人及び団体)やボランティアに対する支援、結婚相談事業への支援、教職員研究論文集の発行、学級支援員派遣事業、教育研究所アドバイザー事業、小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン

☎ 企画課・内線769

屋外広告物にはルールがあります 9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」

屋外広告物が無秩序に氾濫すると、街の美観を損ねるだけでなく、落下事故などにつながる危険性もあります。

市では、千葉県屋外広告物条例に基づく規制に加え、市の景観条例に基づき、一定の規模を超えるものについては表示面積や色彩などの規制を行っています。また、市民による違反広告物除去サポーターやサポート団体の協力の下、違法に取り付けられた「貼り紙」「貼り札」「立て看板」「広告旗」を除去する活動を行っています。昨年度は507件の除去をしました。

今後もきれいで安全な街並みを目指して、屋外広告物の適正な掲出にご協力をお願いします。

主なルール ①屋外広告物の種類ごとに、表示面積や高さなどが制限され、多くの場合、掲出前に市の許可が必要です。②許可には有効期限があります。期限後も掲出を継続する場合は、あらかじめ更新手続きが必要です。③歩道を含む道路上や電柱に許可なく広告物を設置することはできません。

☎ 都市計画課景観推進室・内線574

